

京都大学における競争的資金等の不正使用に係る調査要項

(平成26年9月22日最高管理責任者裁定制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程（平成26年達示第38号。以下「規程」という。）第15条第2項の規定に基づき、競争的資金等の不正使用に係る調査に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項における用語は、規程において使用する用語の例による。

(予備調査)

第3条 部局管理責任者（部局管理責任者が通報の対象に含まれているとき又は通報者若しくは被通報者と直接の利害関係を有するときは、通報の対象に含まれていない又は通報者若しくは被通報者と直接の利害関係を有しない副部局管理責任者その他これに代わる者とする。以下同じ。）は、規程第13条第4項の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から概ね14日以内に、当該通報があった事案において競争的資金等の不正使用が行われた可能性について予備調査を行い、その調査結果及び第8条の規定による調査（以下「本調査」という。）の必要性の有無を統括管理責任者及び監査室に報告する。

2 前項の予備調査について、関係する部局が複数ある場合は、関係部局で協議のうえ、共同して予備調査を行うことができる。

3 予備調査は、当該通報において指摘があった競争的資金等の不正使用に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行うものとする。

4 第1項の調査に際して、部局管理責任者は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。

5 第1項の調査に際して、部局管理責任者は、必要に応じて、事務本部関係部課の協力を要請することができる。

(予備調査への協力)

第4条 部局管理責任者は、予備調査の実施に当たり、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

(本調査の要否の報告及び通知等)

第5条 統括管理責任者は、第3条第1項の予備調査の報告等に基づき、当該事案について、本調査を行うか否かを速やかに決定し、その旨を最高管理責任者及び部局管理責任者に報告する。

2 統括管理責任者は、前項により本調査を行うことを決定したときは、その旨並びに第9条第1項及び第10条第1項の調査委員会委員の氏名・所属を通報者及び被通報者に通知する。

3 統括管理責任者は、第1項により本調査を行わないことを決定したときは、理由を付

してその旨を通報者に通知する。

- 4 第1項の報告を受けた最高管理責任者は、通報を受けた日から30日以内に本調査の要否を配分機関に報告する。

(異議申立)

第6条 通報者又は被通報者は、前条第2項又は第3項の通知の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に統括管理責任者に対し、異議申立をすることができる。

- 2 統括管理責任者は、前項により異議申立があった場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、本部調査委員会委員を交代させ、又は部局管理責任者に再度の予備調査の実施若しくは異議申立に係る部局調査委員会委員の交代を指示する。

- 3 統括管理責任者は、前項の審査の結果及び本部調査委員会委員又は部局調査委員会委員に交代があったときは当該交代に係る調査委員会委員の氏名・所属を、通報者及び被通報者に通知する。

(競争的資金等の使用停止措置)

第7条 部局管理責任者は、第5条第1項により本調査を行う決定があった場合において、必要と認めるときは、被通報者に対して当該事案に係る競争的資金等の使用停止を命ずることができる。

(本調査)

第8条 統括管理責任者は、第5条第1項により本調査を行うことを決定したときは、部局調査の調査結果の検証等をさせるため、調査委員会（以下「本部調査委員会」という。）を設置する。

- 2 部局管理責任者は、第5条第1項により本調査を行う決定があったときは、当該事案に係る調査（以下「部局調査」という。）をさせるため、当該部局に調査委員会（以下「部局調査委員会」という。）を設置する。

- 3 前項の規定にかかわらず、関係する部局が複数ある場合は、関係部局が共同して一の部局調査委員会を設置することができる。

- 4 前項の場合にあつては、関係部局間の協議に基づき、代表の部局管理責任者を選出するものとする。

- 5 部局管理責任者は、第2項又は第3項の規定により部局調査委員会を設置した場合は、統括管理責任者にその旨を報告するものとする。

- 6 部局調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等（以下「調査方針」という。）を定め、部局管理責任者に当該調査方針を報告する。

- 7 部局管理責任者は、前項の報告を受けたときは、調査方針を統括管理責任者に報告する。

- 8 統括管理責任者は、前項の報告があったときは、調査方針を本部調査委員会に検証させるとともに、当該調査方針について配分機関と協議を行い、その結果必要と認めると

きは、部局管理責任者に調査方針の修正を指示する。

(本部調査委員会)

第9条 本部調査委員会は、統括管理責任者が指名する本学の教職員及び統括管理責任者が委嘱する専門的知識等を有する学外者を加えた3名以上の委員により組織する。

2 前項の本部調査委員会委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから指名又は委嘱するものとする。

3 統括管理責任者は、本部調査委員会委員の指名又は委嘱に当たり、規程第21条の定めるところにより本部調査委員会委員の氏名・所属を公表する旨通知するものとする。

(部局調査委員会)

第10条 部局調査委員会は、部局管理責任者が指名する本学の教職員及び部局管理責任者が委嘱する専門的知識等を有する学外者を加えた3名以上の委員により組織する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、部局調査委員会の場合に準用する。この場合において、前条第3項中「統括管理責任者」とあるのは「部局管理責任者」と、前条2項及び第3項中「本部調査委員会委員」とあるのは「部局調査委員会委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(調査方法等)

第11条 部局調査は、当該通報があった競争的資金等の不正使用に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行う。

2 前項の調査に際して、部局調査委員会は、関係者に対して資料の提出を求めることができる。

3 第1項の調査に際して、部局調査委員会は被通報者に対し、陳述の機会を与えてその聴取を行うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、必要かつ有益と認めるときは、被通報者に関連する他の競争的資金等を調査の対象とすることができる。

5 第1項及び前項の調査に際して、部局調査委員会は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。

6 第1項及び第4項の調査に際して、部局管理責任者は、必要に応じて、事務本部関係部課の協力を要請することができる。

7 第8条第2項から前項までの規定にかかわらず、統括管理責任者は、特に必要と認めるときは、本部調査委員会に、競争的資金等の不正使用に係る調査（次項において「本部調査」という。）を行わせることができる。

8 本部調査に関し必要な事項は、別に定める。

(部局調査への協力)

第12条 部局管理責任者は、部局調査の実施に当たり、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

(部局調査の結果報告)

第13条 部局調査委員会は、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ調査結果をまとめ、部局管理責任者に報告する。なお、調査過程で一部でも競争的資金等の不正使用が行われたことが確認された場合には、速やかに不正使用を認定し、部局管理責任者に中間報告を行うこととする。

(1) 競争的資金等の不正使用が行われたか否か

(2) 競争的資金等の不正使用が行われたと認定したときは、その内容、金額、不正使用に関与した者とその関与の度合及び不正使用と認定された競争的資金等に係る管理上の役割

(3) 競争的資金等の不正使用が行われていないと認定したときは、併せて通報が悪意に基づくものであったか否か

(4) 不正使用に関与した者が他者の指示により競争的資金等の不正使用を行ったと認定したときは、それを拒否できる立場にあったか否か

2 前項（中間報告を除く。）の規定により部局管理責任者に報告する場合にあっては、競争的資金等の不正使用の発生要因、不正使用に関与した者に関連する他の競争的資金等の管理体制の状況、再発防止策等を併せて報告するものとする。

3 部局管理責任者は、第1項（中間報告を含む。）及び前項の報告があったときは、当該調査結果を速やかに統括管理責任者に報告するものとする。

（検証）

第14条 統括管理責任者は、前条第3項の報告があったときは、当該調査結果を本部調査委員会に検証させる。

2 本部調査委員会は、部局調査の調査結果を検証するとともに、その検証結果を速やかに統括管理責任者に報告するものとする。

3 統括管理責任者は、前項の報告において、部局調査が不十分であるとの報告を受けたときは、部局管理責任者に当該事案についての調査を差し戻して、必要な調査を行うよう指示するものとする。

（調査結果の通知）

第15条 統括管理責任者は、第13条第3項の規定により報告があった調査結果について、速やかに最高管理責任者の了承を得て、通報者及び被通報者（被通報者以外で競争的資金等の不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

2 統括管理責任者は、第13条の調査結果において、通報が悪意に基づくものであるとの認定があったときは、通報者が所属する部局の部局管理責任者に調査結果を通知する。ただし、通報者が他機関に所属する者である場合は、最高管理責任者が当該他機関の長に調査結果を通知する。

3 最高管理責任者は、第13条の調査結果を配分機関に報告し、及び被通報者に他機関に所属する者が含まれている場合は、当該他機関の長に調査結果を通知するものとする。

(不服申立)

第16条 前条第1項の通知を受けた通報者（通報が悪意に基づくものであると認定された通報者（被通報者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、通報が悪意に基づくものであると認定された者を含む。）に限る。）又は被通報者（競争的資金等の不正使用を行ったと認定された被通報者に限る。）は、当該通知を受けた日から30日以内に、統括管理責任者に対し、不服申立をすることができる。

2 前項の場合において、不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けた日から30日の期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

3 統括管理責任者は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を被通報者からの不服申立である場合には通報者に、通報者からの不服申立である場合には被通報者に通知するとともに、最高管理責任者及び部局管理責任者に報告する。

4 統括管理責任者は、前条第2項の通知を行っている場合において本条第1項の不服申し立てを受けたときは、通報者が所属する部局の部局管理責任者にその旨を通知するものとする。ただし、通報者又は被通報者が他機関に所属する者である場合は、最高管理責任者が当該他機関の長に通知する。

5 最高管理責任者は、第3項の報告を受けたときは、当該不服申立の内容を配分機関に報告する。

(不服申立の審査及び再調査)

第17条 統括管理責任者は、前条第1項の不服申立を受けたときは、当該事案に係る調査結果の検証を行った本部調査委員会に不服申立の審査を行わせる。ただし、不服申立の趣旨が、本部調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において、統括管理責任者が必要と認めるときは、当該本部調査委員会委員を交代させ、又は新たな本部調査委員会を設置するものとする。

2 本部調査委員会は、前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに統括管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、前項の報告を受けた後、速やかに再調査を行うか否かを決定し、通報者及び被通報者に審査結果を通知する。

4 統括管理責任者は、再調査を行うことを決定したときは、部局管理責任者に部局調査委員会における再調査を指示する。

5 通報者又は被通報者は、再調査において、第13条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求められた場合は、誠実にこれに協力するものとする。なお、通報者又は被通報者が必要な協力を行わないときは、再調査を行わず、又は打ち切ることがある。

6 部局調査委員会は、再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から概ね50日（通報が悪意に基づくものであると認定された通報者からの不服申立の場合にあって

は30日)以内に、再調査の結果を部局管理責任者に報告する。

- 7 部局管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該再調査の結果を統括管理責任者に報告する。
- 8 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、本部調査委員会に当該再調査結果を検証させる。
- 9 本部調査委員会は、再調査の結果を検証するとともに、その検証結果を速やかに統括管理責任者に報告するものとする。
- 10 第15条各項の規定は、再調査における調査結果の通知の場合に準用する。この場合において「第13条第3項の規定により報告があった調査結果」とあるのは「第7項の規定により報告があった再調査結果」と、「第13条の調査結果」とあるのは「再調査の結果」と、「第14条の検証結果」とあるのは「再調査の検証結果」とそれぞれ読み替えるものとする。

(配分機関等への報告)

第18条 第15条第3項に定める配分機関への報告について、最高管理責任者は、通報を受けた日から210日以内(以下この項において「報告期限」という。)に、競争的資金等の不正使用に係る調査結果を配分機関に提出する。ただし、報告期限までに調査が完了しない場合は、調査の進捗状況報告を配分機関に提出するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査過程で一部でも不正使用が行われたことが認定された場合は、速やかに配分機関へ報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、配分機関から当該配分機関が配分する競争的資金等の不正使用に係る調査の経過について報告を求められたときは、当該調査の進捗状況報告を配分機関に提出するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第22条第1項の規定により調査を行う場合において、捜査機関により関係資料が押収されていることにより調査が遅延する場合は、必要に応じて配分機関等にその旨を報告するものとする。

(調査資料の提出等)

第19条 統括管理責任者は、配分機関から要求があるときは、当該配分機関が配分する競争的資金等について、当該競争的資金等の不正使用に係る調査に関する資料を提出し、又は閲覧させることがある。ただし、部局調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第20条 統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用に係る調査結果において、不正使用が行われていないとの認定があった場合は、原則として、調査結果等は公表しないものとする。ただし、調査が終了するまでの間に当該事案が外部に漏えいした場合は、調査結果等を公表する。この場合において公表する事項は、被通報者の氏名・所属(被通報者の氏名・所属が漏えいしている場合に限る。)、競争的資金等の不正使用が行われて

いないこと、調査を行った者の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。

- 2 統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用に係る調査結果において、通報が悪意に基づくものであるとの認定があった場合は、その旨を公表するものとする。
- 3 統括管理責任者は、規程第21条又は前2項の場合において、第16条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。
- 4 統括管理責任者は、公表する内容に学生が含まれているときは、必要に応じて、適切な配慮を行わなければならない。
- 5 統括管理責任者は、第22条第1項の規定により調査を行う場合において、報道機関の報道による競争的資金等の不正使用の指摘に基づき調査を行う場合は、必要に応じて調査の状況を公表するものとする。

(認定後の措置)

第21条 部局管理責任者は、部局調査において競争的資金等の不正使用が行われていないと認定し、及び本部調査委員会における調査結果の検証において部局調査委員会の調査結果が妥当であるとの判断があった場合は、通報に基づき講じた一切の措置を解除するとともに、当該事案において不正使用が行われていない旨を関係者に周知するなど、不正使用を行っていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

- 2 最高管理責任者、統括管理責任者及び部局管理責任者は、調査結果について、第16条第1項の不服申立があったときは、前項に規定する措置を留保するなど、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の措置を講じた場合において、最高管理責任者、統括管理責任者及び部局管理責任者は、当該不服申立に関し、第17条第6項又は第7項の報告を受け、又は同条第10項の規定により準用する第15条第1項の規定により再調査結果を了承したときは、前項で留保した措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。

(外部機関等からの指摘等に基づく調査)

第22条 統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用に関し報道機関による報道若しくは外部機関による会計検査等による指摘又は捜査機関による捜査があった場合において、必要と認めるときは、関係する部局の部局管理責任者に調査を指示することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、統括管理責任者が競争的資金等の不正使用について、調査が必要と認める場合は、関係する部局の部局管理責任者に調査を指示することができる。
- 3 前2項の場合における調査は、この要項の定めるところにより行うものとする。

(その他)

第23条 この要項に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用に係る調査の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が定める。

附 則

この要項は、平成26年11月1日から実施する。